

令和6年度 山形市住宅リフォーム総合支援事業 【ブロック塀等撤去補助】

☆補助額

工事に要する経費（消費税込み）の**66%（20万円限度：千円未満切捨て）**

☆募集期間・受付会場（午前9時から午後5時まで）

○令和6年6月10日（月）から6月14日（金）・建築指導課窓口（9階）

※ 上記の受付期間に補助申請額が予算額を超えた場合は、公開で**抽選**を行い、補助予定者を決定いたします。先着順ではありません。

※ 郵送での申込みはできません。

☆申請できる方

○撤去工事を行うブロック塀等の所有者（二親等までの親族を含む）

○市税等を滞納していない方

☆対象となるブロック塀等

○ 山形市内にあるコンクリートブロック、石、レンガ等を用いた組積造又は補強コンクリートブロック造の塀（塀と一体の門柱を含む。）で、道路面より高さが1.0mを超えるものであること。

ただし、擁壁上に設置してある場合は、擁壁を除く部分の高さが60cmを超えるものであること。

○ 「**ブロック塀等の点検のチェックポイント（様式第2号）**」によって**1項目以上の不適合**があるものであること。

☆対象となる撤去工事

○ 対象工事費が5万円以上で、敷地の周囲の対象となるブロック塀等の内、**避難路に面する部分の全て**（擁壁上に設置してある場合にあつては、擁壁を除く。）を**撤去する工事**（道路に面する部分に高さ1.0mを超えるもののほか、1.0m未満の部分がある場合にあつては、その部分も含めて撤去するものに限る。）。ただし、基礎の残存は可。

※ **避難路**とは、次のいずれかを言います。

①国道、②一般県道、主要地方道、③市道、④建築基準法第42条に定める道路、⑤前述の①～④のほか、住宅や事業所等から避難所又は避難地等へ至る私道（建築確認申請の敷地延長部分（敷地の一部）を除く道

※ 避難路に面するブロック塀等が構造的に独立して複数個所存在する場合で、「ブロック塀等の点検のチェックポイント（様式第2号）」によって不適合とならない部分は、撤去は必要ですが補助の対象外です。

※ 避難路に面するブロック塀等が構造的に独立して複数個所存在する場合で、建築基準法への適合が証明できる部分は、残存させることができます。

※ 鋼製フェンス等や門柱・門扉を混用しているブロック塀等にあつては、鋼製フェンス等や門柱・門扉の撤去に係る費用は**対象外**です。

※ ブロック塀等撤去工事に伴う付帯工事（近接する物置の一時移動・再設置等）に係る費用は**対象外**です。

※ ブロック塀等の「築造・修繕工事」は、山形市住宅リフォーム総合支援事業【市補助】にお申込みください。

☆必要な持ち物

- 山形市住宅リフォーム総合支援事業費補助事前申込書（受付窓口にて用意しております。）
- 撤去しようとするブロック塀等の位置及び延長を記載した配置図並びに高さ及び延長を記載した立面図
- ブロック塀等の点検のチェックポイント（別記様式第2号）
- 撤去するブロック塀等の全体写真と、道路面からの高さを巻き尺等を当てて計測した写真（擁壁上に設置してある場合は、上記に加え、擁壁を除く部分の高さを巻き尺等を当てて計測した写真）
- 見積書の写し（撤去する面積が記載されたもの、また、作成業者の印があるもの）
- 代理人が手続きをする場合は委任状（申請者の印があるもの）
- ※ 郵送での申込みはできません。
- ※ 提出いただいた書類は返却できません。控えが必要な方はあらかじめ控えをお取りください。

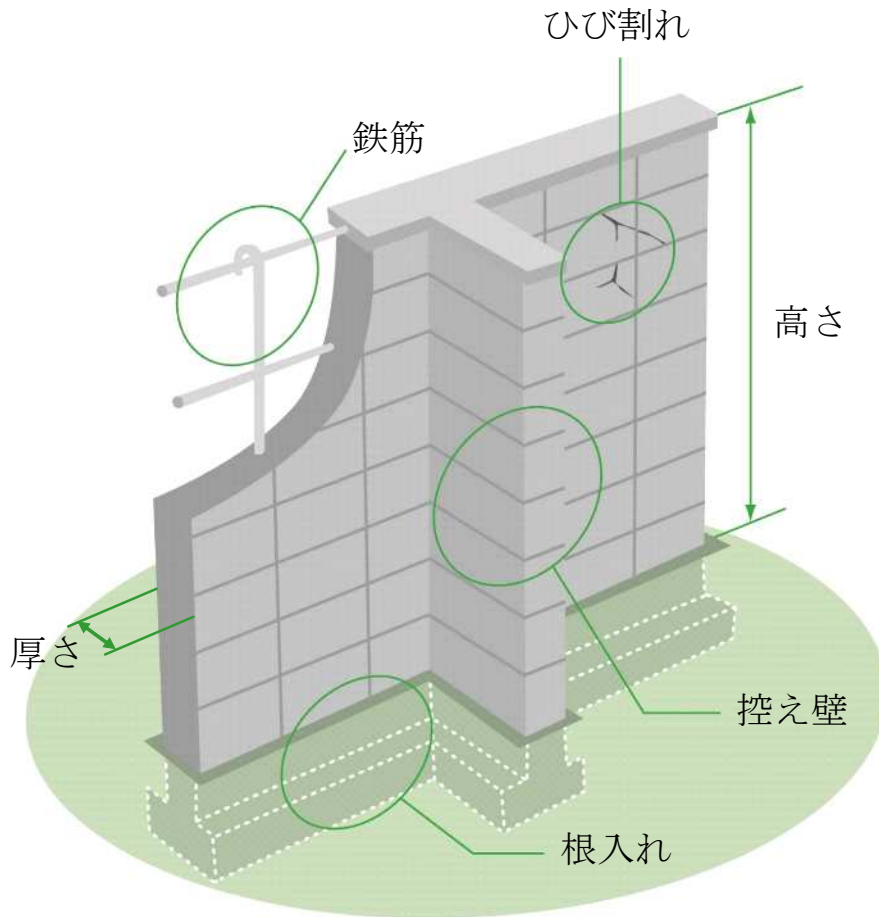
☆当選された後（補助金交付申請時）に必要な書類

1. 山形市住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付申請書※当選者に郵送します。
2. チェックシート※当選者に郵送します。
3. 資産証明書の写し（市役所2階の税務証明窓口 23番で発行）
4. 納税証明書の写し（令和5年度分）（市役所2階の税務証明窓口 23番で発行）

☆ご利用にあたっての注意事項

1. 工事は、山形市から「補助金交付決定通知書」が届いた日以降に施工業者と工事請負契約等を締結してから、着手して下さい。（交付決定通知前の手付け金等は補助対象外になります。）
※着手済みの工事や工事開始後に追加となった工事は補助の対象になりません。
2. 補助金の交付額は、リフォーム工事費見積書の金額と工事完了後の領収書の内容を比較し、低い方の金額で最終的な補助金額を決定します。
3. 施工業者が、山形県内に本社や本店があり山形市内に事業所や支店がある法人、または個人事業主であるもの。
4. 補助金の交付決定後に工事請負契約を締結し、工事完了後速やかに実績（完了）報告書を提出できること。実績（完了）報告書の最終期限は令和7年2月14日です。
※最終期限までに実績（完了）報告書を提出できなかった際は、補助金が交付されないため、
ご注意ください。
5. 過去に建物等（敷地内）が山形市住宅リフォーム総合支援事業による補助を受けていても、申込みは可能です。また、過去に山形市住宅リフォーム総合支援事業（県市補助、市補助）による補助を受けていない場合は、工事を分けていれば（別見積書・別契約工事）、ブロック塀等撤去工事による申込みとリフォーム工事による申込みを同一年度に行えます。

<ブロック塀の点検のチェックポイント>



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
 - 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合15cm以上)
 - 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
 - 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
 - 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。
- <専門家に相談しましょう>
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

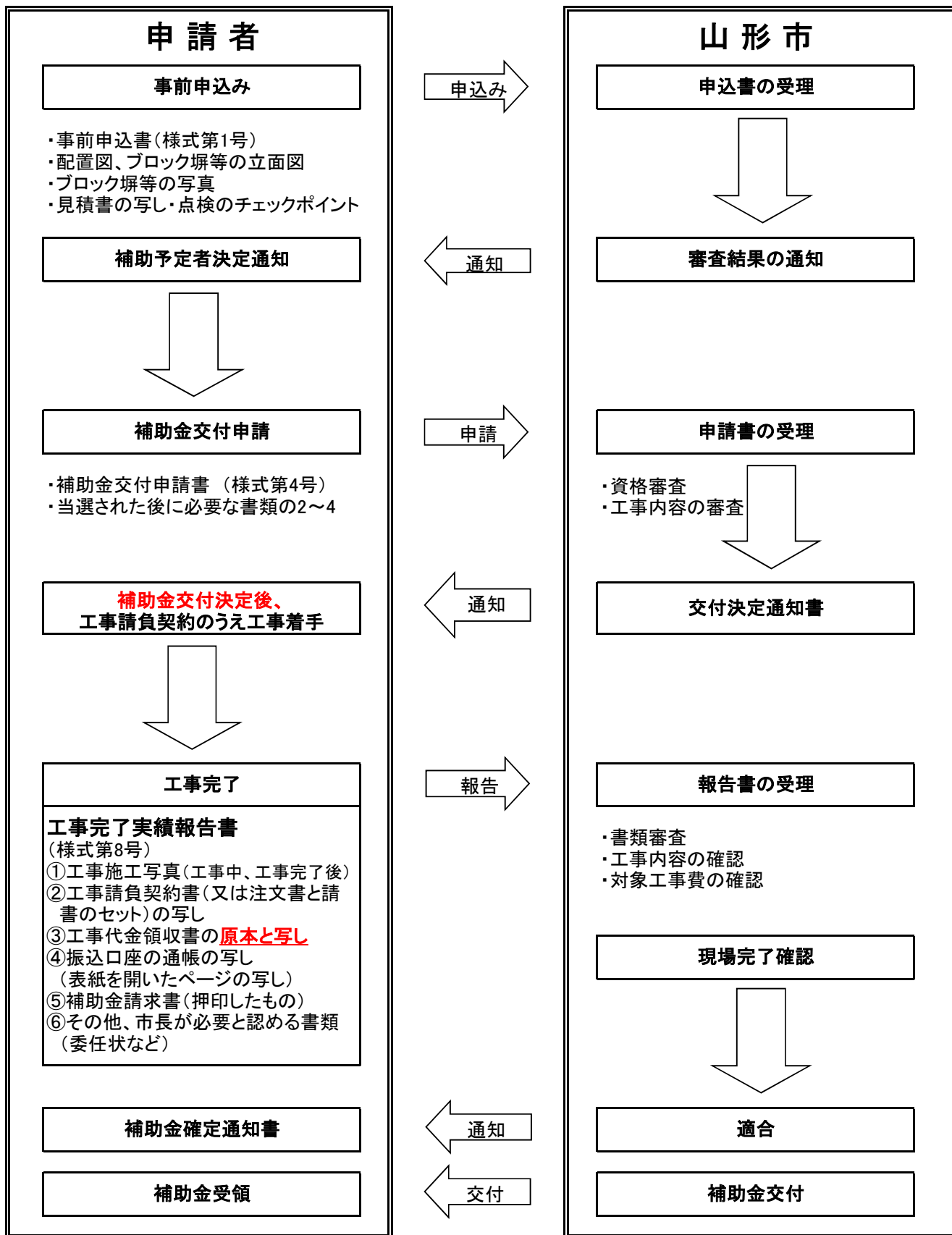
<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：

パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013. 1 より一部改

手続きの流れ



★ 問い合わせ先 ★

山形市まちづくり政策部 **建築指導課** (市役所 9階)

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL 023-641-1212 (内線476・478・479)